

緊急時の対応に関する要綱

(目的)

第1条 当要綱は、連盟における業務及び活動に係わる緊急時の対応を図ることを目的に定める。

(定義)

第2条 緊急事案とは、次に掲げる事項で緊急に理事会の議決を要する必要があるものとする。

- (1) 連盟業務に関すること。
- (2) 役員及び事務局の活動に関すること。
- (3) 特別な事項に関すること。
- (4) その他の連盟運営に係わる事項に関すること。

(対応)

第3条 理事長は緊急に理事会の議決を要すると判断できる緊急事案が発生した場合には、副理事長、専務理事及び監事と協議を行い、理事会の開催を判断するものとする。

2 前項の判断により招集される理事会は、原則、事案発生後の1週間以内に開催するものとする。ただし、次に掲げる状況においては、この限りではない。

- (1) 主催大会の開催中及び大会開始前2週間の準備期間中
- (2) 主催事業の開催中及び事業開始前1週間の準備期間中
- (3) その他、開催が困難と考えられる期間中

3 第1項の理事会開催にあたっては、別紙1の連絡順序（以下「連絡網」という。）において行うものとする。

(庶務)

第4条 庶務は、日本サーフィン連盟事務局において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

(理事会承認 平成15年12月11日)

緊急時における連絡網

